

健康保険証とマイナンバーカードの 一体化(マイナ保険証)について



※現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。
今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

マイナ保険証での受診が始まっています

令和6年（2024年）12月2日に健康保険証は廃止され、
マイナ保険証による医療機関等の受診を基本とした仕組みに変わります！
マイナ保険証で受診するメリットは大きく **2点**です。

※マイナ保険証とは…マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。 ※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。
※本人の同意なく情報が共有されることはありません。
- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。
- 高齢受給者証の持参も必要なくなります。
- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。



令和6年（2024年）12月2日以降、新規に健康保険証は発行されません。



発行済みの健康保険証の取り扱い

従来の健康保険証は令和6年（2024年）12月2日に廃止されますが、
現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年
（2025年）12月1日まで使用できます。



※令和7年（2025年）12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、会社へ返納してください。

令和7年（2025年）12月2日以降については保険証の自己破棄も可能です。

マイナ保険証を持っていない方の医療機関受診方法

マイナンバーカードを持っていない、又はマイナ利用登録をしていない方は、保険者から交付される**資格確認書**を提示すれば、マイナ保険証のメリットはありませんが、これまで通りの保険診療を受けることができます。

資格確認書の発行は以下のとおり行います。

【新規加入者】

- 資格確認書は、**令和6年（2024年）12月2日以降**、資格取得届などによる本人からの申請に基づき、会社を経由してマイナ保険証をお持ちでない加入者に発行します。

（※）新規加入時に申請がなかった方でマイナ保険証をお持ちでない方などには、申請によらず資格確認書を発行しますが、相当な期間を要することから、できる限り資格取得届の提出時に申請をお願いします。

【既存加入者】

- 令和7年（2025年）12月2日以降**、保険者が必要と判断した場合（※）に資格確認書を発行します。

（※）マイナ保険証をお持ちでない方、マイナンバーが未登録の方などに発行します。

※資格確認書の有効期限内に退職した場合、資格確認書は会社へ返納してください。
有効期限が切れた資格確認書については自己破棄も可能です。

(参考) 協会において発行する資格確認書のイメージ

- 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。
- 有効期間は4～5年です。
※1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。
- 資格確認書の記載事項は以下のとおりです

掲載面	記載事項
表面	・記号・番号 ・枝番 ・氏名(漢字、フリガナ) ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード ・資格取得年月日 ・交付年月日 ・有効期間の終期(有効期限) ・保険者名称・支部名 ・保険者番号 ・保険者所在地 ・公印 ・旧姓(併記申請があった場合) ※高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない
裏面	・住所 ・備考欄(性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定) ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

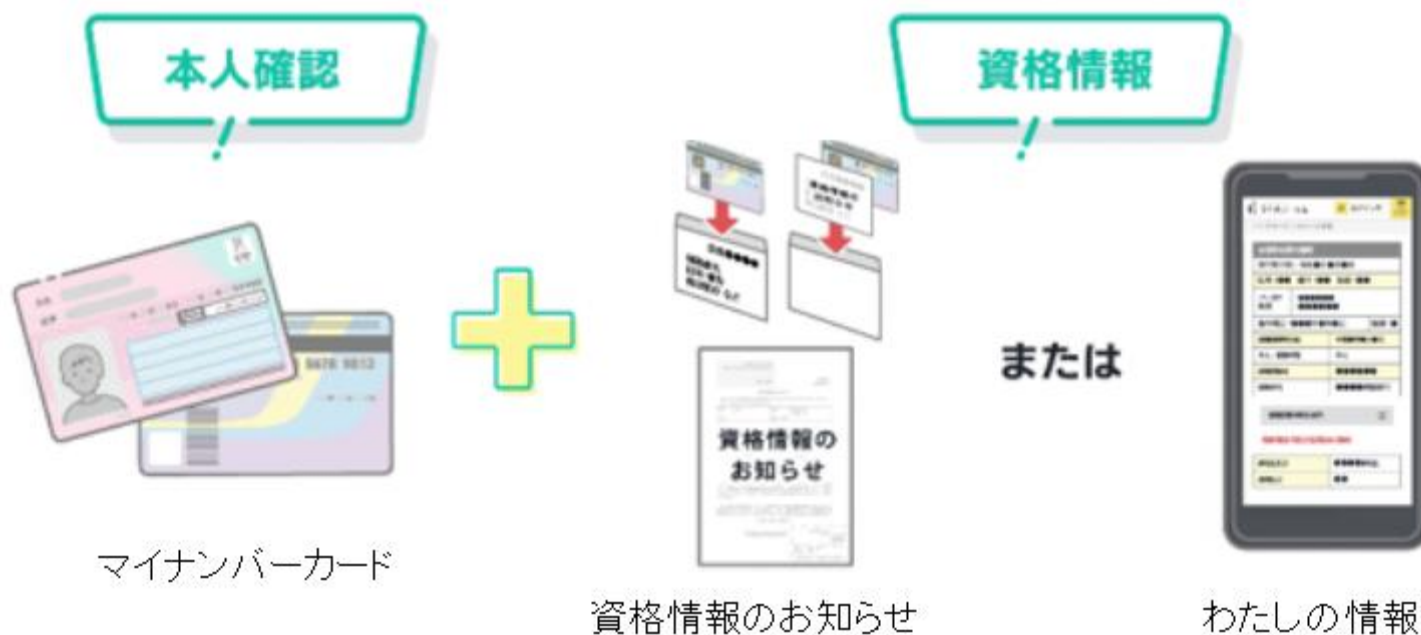
レイアウトイメージ

健康保険 本人(被保険者)		令和6年12月2日交付
資格確認書		
記号	00000000	番号00 (枝番)00
氏名	協会 太郎	QR コード
生年月日	平成元年 5月10日	
性別	男	
資格取得年月日	令和6年12月2日	
有効期限	令和11年11月30日	公印
保険者番号	999999999	
保険者名称	全国健康保険協会 ○○支部	
保険者所在地	○○市○○町9-9-99	

カードリーダーが使えない場合に医療機関を受診する方法

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合、マイナ保険証で本人確認をした上で資格情報を伝えることで、保険診療を受けることができます。

- 資格情報は「**資格情報のお知らせ**」やマイナポータルの「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することで伝えることができます。
- 「**資格情報のお知らせ**」は、被保険者資格等の基本情報が記載されているものです。令和6年（2024年）12月2日以降、新規加入した方に送付されます。退職等の際に会社へ返納いただく必要はありません。

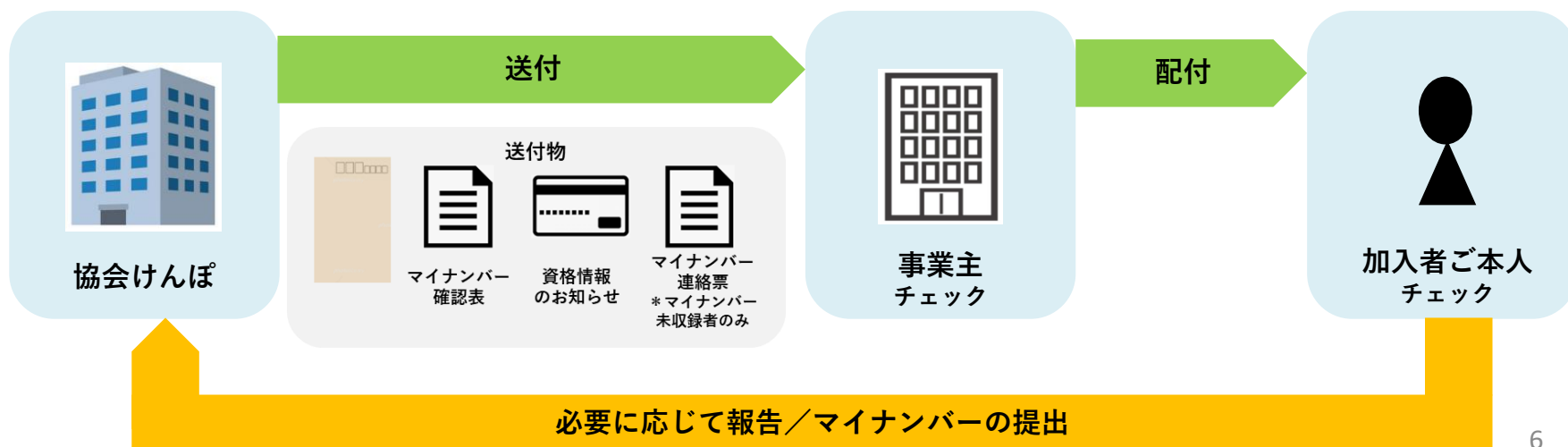


既加入者に対する資格情報のお知らせの送付

国の方針に基づき、本年9月（※）に全加入者に対し、事業主を経由して、記号・番号を含む被保険者資格等の基本情報が記載された「**資格情報のお知らせ**」を送付する予定です。（なお、各事業所には、本年7月に送付する納入告知書にチラシを同封して事前にご案内する予定です。）

（※）令和6年6月上旬以降に加入された方については、令和7年1月頃に発送する予定です。

- 事業主の皆様におかれては、従業員の方にお渡しいただきますようご協力お願いします。
- また、資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの下4桁を通知します。ご自身のマイナンバーと一致しているかご確認いただき、一致していない場合は保険者までご連絡をお願いします。
- なお、協会において、マイナンバーの収録ができていない加入者に対しては、資格情報のお知らせの送付に併せて、マイナンバーの提出をお願いします。



(参考) 既加入者向けに送付する資格情報のお知らせのイメージ

資格情報のお知らせ

(記号) 12345678 (番号) 1234567
(被保険者氏名) ○○ ○○ 様
(対象者氏名) ○○ ○○ 様

バーコード等

お問い合わせ番号
00-00000000-0000000-00

保険者名
保険者番号
保険者住所

資格情報のお知らせ

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします（令和6年〇月〇日時点）。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトリ タロウ		
生年月日	平成元年 10 月 1 月		
負担割合	3 割（令和6年6月〇日時点）		
資格取得年月日	平成〇年〇月〇日		
保険者名	○○		

スマートフォンをお持ちの方は、以下の二次元コードからマイナポータルにログインすること
と、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —

二次元コード

マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイ
ナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでな
い方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

なお、現在、医療保険のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は次のとお
りです（12桁のうち下4桁のみ表示）。万が一、表示されている下4桁の数字が、ご自身の個人番
号（マイナンバー）の下4桁と一致していない場合には、保険者までご連絡ください。

***** 6825

資格情報のお知らせ

記号 12345678 番号 1234567 枝番 01
フリガナ サトリ タロウ
氏名 佐藤 太郎
生年月日 平成元年 10 月 1 日
資格取得年月日 令和2年1月1日
保険者番号 12345678
保険者名称 全国健康保険協会○○支部

左を切り取ってご利用いただくこともできます
（このお知らせのみでは受診できません）

音声コード

【参考】マイナンバーカードと保険証の一体化後の保険医療機関等の受診方法

No.	受診方法	使用可能機関	有効期限
①	健康保険証	全ての医療機関で使用可能	R7.12.1までの経過措置期間 終了を以て使用不可
②	マイナ保険証	オンライン資格確認が可能な医療機関のみ使用可能	無
③	資格確認書	全ての医療機関で使用可能	最大で5年
④	マイナポータル（スマホ） ＋ マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※医療機関で受診するにはマイナ保険証によるオンライン資格確認が原則だが、オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、スマホで資格情報画面を表示し、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（スマホのみでの受診は不可）	無
⑤	マイナポータル（PDF） ＋ マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースで、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の資格情報を保存し、保存した資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のPDFのみでの受診は不可）	無
⑥	資格情報のお知らせ ＋ マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースでスマホ画面での表示が原則だが、スマホ対応が困難な方は資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のお知らせのみでの受診は不可）	無

事業主の皆様へのお願い

事業主の皆様への4つのお願いです。

1. 新規採用者については、内定段階でマイナンバーを収集してください。
健康保険の資格取得届および被扶養者異動届は、5日以内に日本年金機構へご提出ください。
※健康保険法施行規則上の義務です。
2. 資格取得届および被扶養者異動届のご提出にあたり、マイナンバーを正確にご記載ください。
※健康保険法施行規則において、事業主は、届出に際し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項にかかる事実確認をすることができると規定されています。
3. 従業員の皆さまに対し、医療機関や薬局での受診の際には、ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。
4. 本年9月に全加入者に資格情報のお知らせを送付いたします。
事業所あてに送付いたしますので、従業員の皆さまへの配付にご協力ください。

ご協力よろしくお願いいたします。

●マイナ保険証に関する問い合わせ先

(国)マイナンバー総合フリーダイヤル

「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度に関するお問い合わせ先 **0120-95-0178**

※マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルにお願いします。

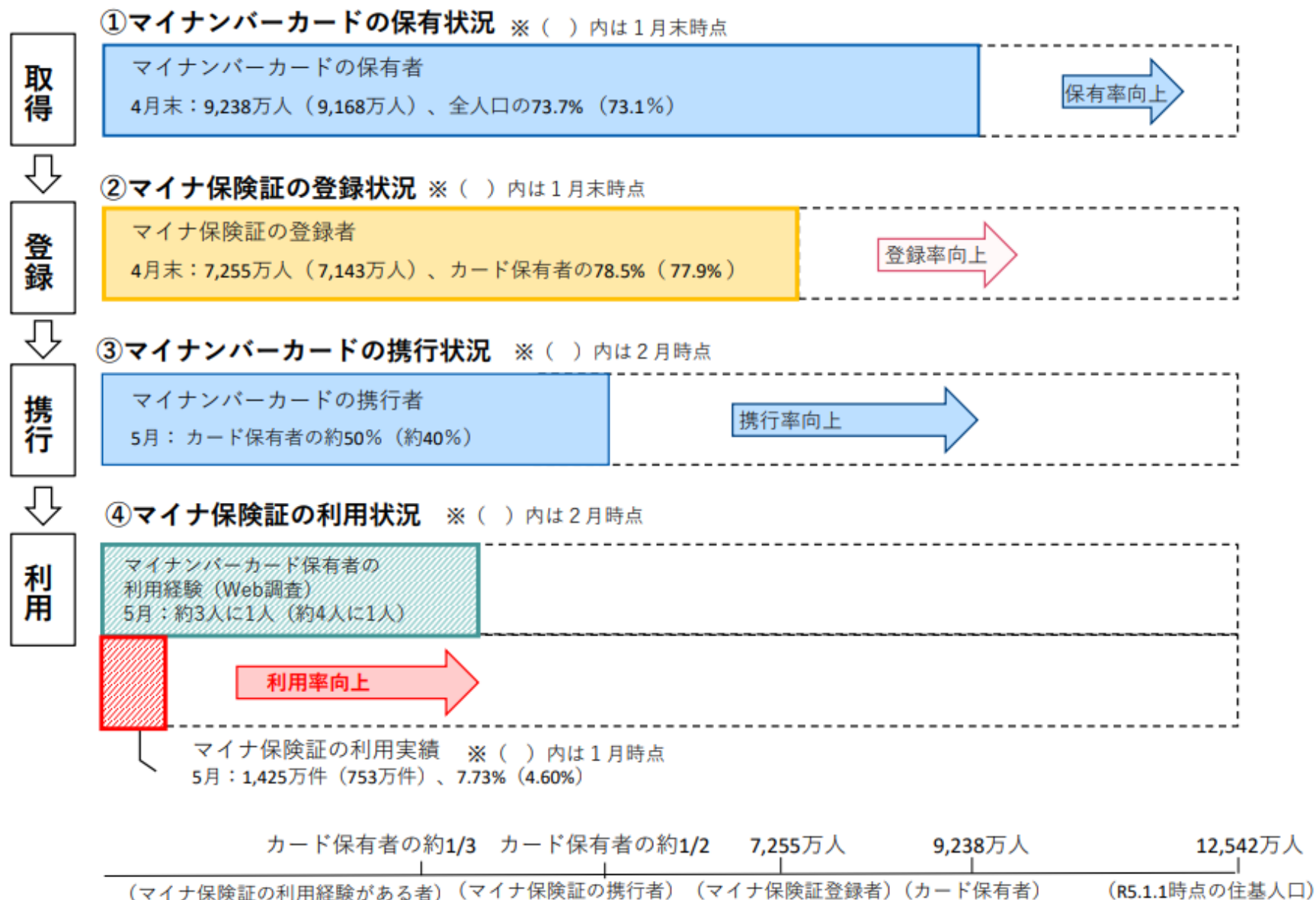
(協会)マイナンバーコールセンター

- ・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。
 - マイナ保険証、オンライン資格確認
 - 資格情報のお知らせ
 - 資格確認書 等
- ・これらに関するお問い合わせは、協会けんぽ支部ではなく、マイナンバーコールセンターにお問い合わせください。
- ・設置期間：令和6年9月2日から令和8年2月28日（予定）

(※) 上記のコールセンターでは、以下の言語について対応予定です。

加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。

英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語



オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績 (都道府県別の医療機関・薬局での利用(令和6年5月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率(令和6年5月)は以下のとおり。

※黄色=上位5県 灰色=下位5県

都道府県名	利用率
北海道	8.32%(+1.19%)
青森県	5.99%(+1.39%)
岩手県	9.25%(+1.15%)
宮城県	7.11%(+1.01%)
秋田県	7.18%(+1.72%)
山形県	7.94%(+1.03%)
福島県	10.68%(+1.72%)
茨城県	9.53%(+1.39%)
栃木県	9.71%(+1.61%)
群馬県	8.95%(+1.44%)
埼玉県	6.94%(+0.93%)
千葉県	8.44%(+1.32%)
東京都	7.25%(+0.96%)
神奈川県	7.49%(+1.29%)

全国	7.73%(+1.17%)
----	---------------

都道府県名	利用率
新潟県	11.03%(+1.79%)
富山県	12.52%(+2.07%)
石川県	12.17%(+2.02%)
福井県	11.63%(+1.68%)
山梨県	6.53%(+0.96%)
長野県	6.73%(+1.22%)
岐阜県	7.35%(+1.38%)
静岡県	8.93%(+1.65%)
愛知県	5.84%(+1.03%)
三重県	7.17%(+1.06%)
滋賀県	8.43%(+1.37%)
京都府	8.33%(+1.27%)
大阪府	6.85%(+0.93%)
兵庫県	7.31%(+1.03%)
奈良県	7.51%(+0.98%)
和歌山県	5.02%(+0.67%)

都道府県名	利用率
鳥取県	10.98%(+1.28%)
島根県	10.33%(+1.61%)
岡山県	7.49%(+1.16%)
広島県	8.23%(+1.33%)
山口県	9.85%(+1.71%)
徳島県	6.09%(+1.25%)
香川県	8.32%(+1.00%)
愛媛県	5.44%(+1.04%)
高知県	7.02%(+1.51%)
福岡県	7.20%(+1.00%)
佐賀県	8.33%(+0.99%)
長崎県	7.90%(+0.97%)
熊本県	8.20%(+0.98%)
大分県	7.29%(+0.87%)
宮崎県	9.70%(+0.65%)
鹿児島県	11.98%(+1.14%)
沖縄県	3.42%(+0.14%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数
(括弧内の値は令和6年4月の値からの変化量(%ポイント))